

神奈川県公立高等学校
入学者選抜制度改善方針

平成 23 年 10 月
神奈川県教育委員会

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

本県では、生徒の多様なニーズに応え、活力と魅力ある県立高校を実現するため、平成 12 年度から 10 年間にわたり「県立高校改革推進計画」に基づく施策を展開してきましたが、今後も県立高校を取り巻く状況の変化に迅速な対応を図っていくことの必要性から、これまでの取組みの成果及び課題について検証を行い、それを踏まえて今後の高校教育のあり方を検討してきました。

さらに、今後の高校教育が果たすべき役割とこれまでの入学者選抜制度の理念を踏まえながら、入学者選抜制度のあり方について、幅広い視点からの検討を行うため、平成 22 年 7 月に学識経験者や学校教育関係者等からなる「入学者選抜制度検討協議会」を設置して検討が進められ、平成 23 年 3 月に協議会より「入学者選抜制度の改善について」として報告をいただきました。

県教育委員会は、この報告を踏まえ、さらに幅広く県民のみなさまからのご意見をいただいた上で、今後の入学者選抜制度の改善について検討を進め、平成 23 年 7 月 4 日に「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）」を策定し、公表いたしました。

その後、1 ヶ月にわたる県民意見募集（パブリックコメント）を通し、改善方針（案）に対するご意見をいただいた上で、引き続き検討を重ね、このたび、「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」として策定しました。

この「改善方針」は、新しい学習指導要領が求める新たな学力の把握と中学校教育と高等学校教育の接続の考え方を生かした改善を柱にしながら、各高等学校の特色に応じた主体性の確保と生徒自らの希望に基づく志願を確かなものにする改善、生徒の特性や長所を総合的に評価することができる改善を図るとともに、選抜期間の長期化や選考基準の複雑化といった課題に対応することで、より一層充実した入学者選抜制度への改善方針として策定したものです。

改善の基本的な考え方

1 改善内容

(1) 選抜の機会

- 生徒自らの希望に基づく志願を確かなものとするために、これまでの前期選抜、後期選抜の特性を生かして一体化し、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に、全課程同日程の「共通選抜」を設定する。
- 公立高校における学びを幅広く提供するために、定時制の課程及び通信制の課程においては、共通選抜の後に「定通分割選抜」を設定する。（一部の定時制の課程を除く。）
- 募集定員に欠員が生じた場合には、二次募集による選抜機会を設定する。

(2) 検査のあり方

- 中学校教育と高等学校教育の接続という視点から、新しい学習指導要領が求める学力として示された「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）」の3つの学力要素を的確に把握するため、共通の検査として、学力検査及び面接を実施することを原則とする。
- 共通の検査として実施する学力検査については、これまで以上に「思考力、判断力、表現力等」を測る内容とし、学力検査における学校独自の問題の作成は行わない。
- 共通の検査として実施する面接においては、調査書の記載事項等を踏まえ、生徒の特性や長所なども含め、総合的な意欲を測る。
- 各校の特色ある教育展開を踏まえた選抜の方法として、共通の検査に加え、各校が特色に応じて総合的な能力や特性をみる検査を実施することができるものとする。

(3) 資料のあり方・扱い

- 選抜の資料として、中学校から高等学校への接続を図る観点から、調査書の評定を活用するとともに、すべての実施した検査の結果を使用するものとする。その際、各校の特性や生徒の個性を生かすため、資料ごとに取り扱う割合を変えることができる。

(4) その他

- 定時制の課程における学力検査は、定時制の課程の特性に配慮した内容とする。
- 通信制の課程においては、多様な受検生の実態を踏まえ、共通の検査としては現行どおり学力検査を実施せず、面接又は作文とする。
- 特別な設置趣旨を持つクリエイティブスクール及び県立相模向陽館高等学校については、その設置趣旨を生かした選抜を行う。

2 実施時期 平成 25 年度入学者選抜から実施する。

改善選抜制度の概要

I 一般募集

1 全日制の課程

(1) 共通選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の学科、コース等ごとに行う。
- 募集人員は、当該年度当初募集定員とする。

イ 志 願

- ひとつの課程、学科、コース等に志願することができる。
- 志願にあたり、志願者は、「入学願書」及び、面接の際に参考資料として活用するため、自己の特性や長所などを自ら記載した書類を志願する高等学校の校長に提出する。

ウ 志願変更

- 募集期間を同じくする、他の高等学校の課程、学科、コース等又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース等へ、1回の志願変更ができる。

エ 検査の方法

- 共通の検査として、学力検査及び面接を実施する。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査を行わず、面接とする。
- 学力検査の実施教科については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科を原則とする。
- 共通の検査に加えて、特色に応じて実施することができる検査（以下「特色検査」という。）を行うことができる。その場合、学力検査の教科数を3教科にまで減ずることができる。
- 特色検査は、次の検査とする。
実技検査、自己表現検査

オ 選考の方法

(7) 各資料の扱い

① 調査書の学習の記録

- ・ 第2学年と第3学年の9教科の評定を用いる。
- ・ 第3学年の評定については、中学校における発達の段階を重視する観点から2倍した数値を用いる。

$$A = (\text{第2学年の9教科の評定合計}) \\ + (\text{第3学年の9教科の評定合計}) \times 2$$

- ・ 1教科における第2学年の評定と第3学年の評定（×2）の評定合計値を、3教科の範囲で1以上2以下の係数を乗じて、重点化した数値とすることができる。

② 学力検査の結果

$$B = (\text{各教科の得点の合計})$$

- ・ 2教科の範囲で1以上2以下の係数を乗じて、重点化した数値とすることができる。

③ 面接の結果

$$C = (\text{面接の得点})$$

(イ) 合計数値の算出

- 合計数値は、AとBとCをもとに各高等学校で定めた比率（f : g : h）に基づき算出する。
 - ・ A、B、Cを100点満点に換算した数値をそれぞれa、b、cとする。
 - ・ f、g、hは、それぞれ2以上の整数とし、 $f + g + h = 10$ を満たすよう設定する。

$$S = a \times f + b \times g + c \times h$$

- なお、特色検査を実施した場合には、その結果（D）を加えることとし、特色検査に対する係数（i）を各高等学校で定める。
 - ・ Dを100点満点に換算した数値をdとする。
 - ・ iは5以下の整数とする。

$$S = a \times f + b \times g + c \times h + d \times i$$

(ウ) 選考の方法

- 第1次選考として、共通選抜の募集人員の90%まで数値Sに基づく選考を行う。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 第2次選考として、資料の整わない者にも配慮し、学力検査及び面接の結果を資料として活用し、共通選抜の募集人員まで選考を行う。
- クリエイティブスクールにおいては、調査書の学習の記録では、評定を資料として扱わず、観点別学習状況を活用することとし、調査書、面接を資料として活用し、総合的選考を行う。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

2 定時制の課程

(1) 共通選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の学科、部ごとに行う。
- 募集人員は、夜間の定時制の課程については、当該年度当初募集定員の8割とする。

ただし、定時制の課程のうち、多部制定時制高校（県立相模向陽館高等学校・横浜市立横浜総合高等学校）、フレキシブルスクール（県立川崎高等学校・県立厚木清南高等学校）、昼間定時制高校（県立平塚農業高等学校初声分校）（以下「多部制定時制高校等」という。）については、当該年度当初募集定員とする。

イ 志 願

- ひとつの課程、学科、部に志願することができる。
- 志願にあたり、志願者は、「入学願書」及び、面接の際に参考資料として活用するため、自己の特性や長所などを自ら記載した書類を志願する高等学校の校長に提出する。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 共通の検査として、学力検査及び面接を実施する。
- 学力検査の実施教科については、国語、数学、外国語（英語）の3教科を原則とする。
- 特色検査を行うことができる。

オ 選考の方法

- 全日制の課程の共通選抜の選考の方法に準ずる。
- 県立相模向陽館高等学校においては、学力検査及び面接の結果、必要に応じて調査書を資料として活用し、総合的選考を行う。なお、調査書を活用する場合、学習の記録では、評定を資料として扱わず、観点別学習状況を活用することとする。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

(2) 定通分割選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の学科ごとに行う。
- 募集人員は、当該年度当初募集定員から共通選抜の募集人員を減じた数とする。ただし、共通選抜の合格者数が共通選抜の募集人員に満たない場合は、その不足数を加えた数とする。

イ 志 願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。
- 出願時において、国公私立高等学校（高等専門学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 定時制の課程の共通選抜の検査の方法に準ずる。

オ 選考の方法

- 定通分割選抜の募集人員まで数値Sに基づく選考を行う。
- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

3 通信制の課程

(1) 共通選抜

ア 募集

- 募集は、各高等学校の学科ごとに行う。
- 募集人員は、当該年度当初募集定員の8割とする。

イ 志願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 面接又は作文を実施する。
- 特色検査を行うことができる。

オ 選考の方法

- 調査書、面接又は作文の結果を資料として活用し、総合的選考を行う。
- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

(2) 定通分割選抜

ア 募集

- 定時制の課程の定通分割選抜の募集に準ずる。

イ 志願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。
- 出願時において、国公立高等学校（高等専門学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 通信制の課程の共通選抜の検査の方法に準ずる。

オ 選考の方法

- 通信制の課程の共通選抜の選考の方法に準ずる。

4 二次募集

(1) 共通選抜に係る二次募集

ア 募集

- 全日制の課程及び多部制定時制高校等の定時制の課程について、教育長が必要と認める場合に行う。
- 募集は各高等学校の課程、学科、コース等ごとに行う。

イ 志 願

- ひとつの課程、学科、コース等に志願することができる。なお、定通分割選抜と併せて志願することができる。
- 出願時において、国公私立高等学校（高等専門学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 学力検査を実施する。実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の3教科とする。
- クリエイティブスクールにおいては、面接とする。

オ 選考の方法

- 調査書、実施した検査の結果を資料として活用し、総合的選考を行う。
- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

(2) 定通分割選抜に係る二次募集

ア 募集

- 定時制の課程（多部制定時制高校等を除く）及び通信制の課程について、教育長が必要と認める場合に行う。
- 募集は各高等学校の課程、学科ごとに行う。

イ 志 願

- ひとつの学科に志願することができる。なお、定時制の課程と通信制の課程を併せて志願することができる。
- 出願時において、国公私立高等学校（高等専門学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 募集期間を同じくする、他の高等学校の同じ課程の学科又は同一の高等学校の同じ課程の他の学科へ、1回の志願変更ができる。

エ 検査の方法

- 定時制の課程では面接、通信制の課程では面接又は作文を実施する。

オ 選考の方法

- 共通選抜に係る二次募集の選考の方法に準ずる。

Ⅱ 特別募集

1 海外帰国生徒特別募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

2 在県外国人等特別募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

Ⅲ 連携型中高一貫教育校連携募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

Ⅳ 中途退学者募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。



神奈川県
〈平成23年10月〉

教育委員会教育局 教育指導部 高校教育企画課
〒231-8509 横浜市中区日本大通33
電話：(045)210-8254 (直通)